株式会社介人

すこやか訪問看護ステーション

契約書・重要事項説明書

すこやか訪問看護ステーション利用契約書

〈　　様　〉（　以下「利用者」とします。）と、すこやか訪問看護ステーション（以下「事業者」といいます。）は、事業者がその内容を了承した上で、次のとおり契約します。

第１条（サービスの目的及び内容）

１　事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対して可能な限り居宅においてその有する能力や状態に応じて、安定した療養生活が送れるよう、かかりつけの医師の指示により訪問看護給付を提供し、利用者は事業者に対してそのサービスにかかる利用料を支払います。

２　それぞれのサービスを内容の詳細は、訪問看護サービス内容説明書（以下「説明書」といいます。）に記載の通りです。

３　提供するサービスの内容を変更する場合には、両者合意のうえ、別紙「説明書」を追加作成して添付します。

第２条（契約期間）

１　この契約期間は、令和　　年　　月　　日～　　年　　月　　日までとします。

２　上記の契約期間満了日の７日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、この契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第３条（訪問看護計画）

１　事業所は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成します。事業所はこの「訪問看護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第４条（訪問看護の内容）

１　利用者が提供を受ける訪問看護の内容は説明書に定めたとおりです。事業所は、「説明書」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

２　事業所は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう訪問看護を提供します。

３　前項のサービス従業者は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、看護補助者です。

４　訪問看護適用が利用との合意をもって変更され、従業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の説明書を作成し、それをもって訪問看護の内容とします。

５　訪問看護ステーションからの理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下理学療法士という。）によるリハビリテーションは、訪問看護の一環として位置づけられています。又、看護師が定期的に理学療法士等の訪問に同行するか、もしくは単独で訪問します。

第５条（サービス提供の記録）

１　事業者は、訪問看護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記録する。

２　事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の修了後５年間保管します。

３　利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。

４　利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の受付を受けることができます。

第６条（料金）

１　利用者は、サービスの対価として、別紙契約書に定める利用単価ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

２　事業者は、当月の料金の合計額を月末締めとし、請求書に明細を付して翌月１０日までに利用者に送付します。

３　事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。

第７条（サービスの中止）

１　利用者は、事業者に対して、サービス提供の２時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

２　利用者がサービス実施日の２時間前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合の料金は第６条に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

第８条（契約の終了）

１　利用者は事業者に対して、１週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者は、病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が１週間以内の通知でもこの契約解除することができます。

２　事業者はやむ得ない事情がある場合、利用者に対して１ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

３　次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

② 事業者が守秘義務に反した場合

③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合

４　次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

① 利用者のサービス利用料金の支払いが３ヶ月以降遅延し、料金を支払うように催告したのもかかわらず、14 日以内に支払われない場合

② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合

5　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に修了いたします。

① 利用者が介護保健施設に入所した場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③ 利用者が死亡した場合

第 9 条（秘密保持）

1　事業所及その従業員は、訪問看護を提供するうえで知り得た利用者又はその家族の秘密を守る事を義務とします。

2　事業所は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は事前に同意を得ます。

3　事業所及びその従業員は退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

第 10 条（賠償責任）

事業者は、訪問看護の提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対して速やかに損害を賠償します。

第 11 条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問看護を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行なうと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。

第 12 条（身分証の携行）

サービス従業者は、常に身分証を携帯し、初回訪問および利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第 13 条（連携）

1　事業者は、訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2　事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付いたします。

3　事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを介護支援専門員に送付します。なお、第 8 条第 2 項又は第 4 項に基づいて解約通知をする際には、事前に介護支援専門員に連絡します。

第 14 条（苦情処理）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

第 15 条（本契約に定めない事項）

1　利用者及び事業者は、信義誠意をもってこの契約を履行するものとします。

2　この契約に定めない事項については、介護保険その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第 16 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地管轄する裁判所を第 1 審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第 17 条（非常災害時）

地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合があります。その場合は事業所から連絡します。

第 18 条（感染症対策の強化）

事業者は、当法人の感染対策委員会に属し、おおむね 6 月に 1 回以上の委員会開催された結果について周知し、感染症の予防及び蔓延防止の為に指針を整備し、研修及び、訓練を定期的に実施します。

第 19 条（高齢者虐待防止に関する事項）

事業者は、ご利用者への差別禁止、人権擁護、虐待防止の為、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うと共に、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

第 20 条（ハラスメント対策について）

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

以上の契約締結の証として、この証書２通を作成し、両者記名押印の上、各自１通を保有します。

令和　　年　　月　　日

〈利用者〉　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〈代筆者〉　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〈事業主〉

住所　　宮城県亘理郡亘理町吉田字原２４７番地１９

事業所名　　株式会社介人すこやか訪問看護ステーション

代表取締役社長　　高橋朝弥　　印

電話番号　　0223－36－9981

すこやか訪問看護ステーション重要事項説明書

1　当事業所の概要

(1)　事業所の概要

事　業　所　名	すこやか訪問看護ステーション
所　　在　　地	亘理郡亘理町吉田字原２４７番地１９
連　　絡　　先	０２２３－３６－７８８３
管　理　者　名	錦戸　優香
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	０４６２４９９００４６　号
サービス提供地域	亘理町・山元町・岩沼市・角田市・大河原町・柴田町・白石市・相馬市 蔵王町・村田町

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2)　営業日・営業時間

平　　日	午前８：３０　～　午後５：３０
２４時間体制	営業時間外は携帯電話に転送となります。
定　休　日	土日・祝日、１２月３０日～１月３日

○緊急時は、土・日曜・祝日でも都度対応いたします。

(3)　職員体制

	資　格	
管　理　者	看護師	１名
看　護　師	看護師・准看護師	人員基準 2.5 名以上
理学療法士	理学療法士	４名

2　当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL　：0223－36－7883

担　当　部　署：すこやか訪問看護ステーション

担　　当　　者：錦戸　優香

受　付　時　間：午前８：３０～午後５：１５

その他の機関　：亘理町福祉課　0223-34-1331　山元町保健福祉課　0223-37-1113
岩沼市介護福祉課　0223-24-3016　角田市福祉課　0224-61-1185
大河原町福祉課　0224-53-2115　柴田町健康推進課　0224-55-2114
白石市福祉課　0224-22-1400　相馬市高齢福祉課　0244-37-3065
蔵王町保健福祉課　0224-33-2003　村田町健康福祉課　0224-83-6402

＊ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市町村でも受け付けております。

3　事業の目的・運営方針

(1)　　目的

○要介護者等のご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2)　　運営方針

○ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

○理学療法士等が訪問によるサービスを提供する場合は、ご利用者様の心身状態および、訪問看護の内容についての情報を看護職員との間で共有いたします。あわせて、理学療法士等と看護職員が連携しつつ訪問看護計画書および訪問看護報告書を作成いたします。

○訪問看護計画書および訪問看護報告書の作成にあたっては、サービス提供開始から看護職員が定期的に訪問してご利用者様の心身状態の変化を適切に評価いたします。

○理学療法士等は、実施する訪問看護の内容が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心にしたものであり、看護職員の代わりにご自宅等に訪問し、ご利用者様の心身状態の変化にあわせて訪問看護を実施していきます。

4　サービスの利用方法

(1)　　サービスの利用開始

契約を結び訪問看護計画作成します。その後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2)　　サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の１ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。

・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを２ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず７日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

＜キャンセル料に関して＞

・お客様のご都合で、訪問予定の２時間前までにご連絡をいただけなかった場合には、
利用者様の負担割合に応じて基本料金＋加算料金を請求させていただきます。

5　利用料金

【介護保険】

○利用料金

サービス所要時間	単位・基本料金			
	看護師による訪問			
	介護予防訪問看護		訪問看護	
	単位	料金（1割負担）	単位	料金（1割負担）
20分未満	303単位	303円	314単位	314円
30分未満	451単位	451円	471単位	471円
30分以上1時間未満	794単位	794円	823単位	823円
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,090円	1,128単位	1,128円
	※准看護師による訪問を行った料金は90/100を乗ずる			
	理学療法士等による訪問			
	介護予防訪問看護		訪問看護	
	単位	料金（1割負担）	単位	料金（1割負担）
1回につき20分まで	284単位	284円	293単位	294円
	1日3回以上の場合の料金は50/100を乗ずる		1日3回以上の場合の料金は90/100を乗ずる	
	前年度の理学療法士による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えた場合、1回8単位を減ずる。利用開始月から12月超の利用者に介護予防訪問介護を行った場合、更に1回15単位を減ずる。			

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

○主なサービスの加算料金

加　算　項　目	単位	基本料金
	（1割負担）	
初回加算（Ⅰ）退院日当日の訪問の場合	350単位	350円
初回加算（Ⅱ）退院日以外の訪問の場合	300単位	300円
特別管理加算（Ⅰ）ひと月につき	500単位	500円
特別管理加算（Ⅱ）ひと月につき	250単位	250円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）ひと月につき	574単位	574円
ターミナルケア加算（死亡月）	2,500単位	2,500円
複数名訪問加算（Ⅰ）　所要時間30分未満の場合	254単位	254円
複数名訪問加算（Ⅰ）　所要時間30分以上の場合	402単位	402円
複数名訪問加算（Ⅱ）　所要時間30分未満の場合	201単位	201円
複数名訪問加算（Ⅱ）　所要時間30分以上の場合	317単位	317円
長時間訪問看護加算	300単位	300円

退院時共同指導加算	600 単位	600 円
早朝・夜間加算	保険負担割合に関わらず 25%割り増し	
深夜加算	保険負担割合に関わらず 50%割り増し	

○保険適応外の料金

保険適応外での訪問	1 回につき	8,000 円
地域外への訪問	1 ㎞につき	100 円
エンゼルケア		10,000 円

令和 6 年 6 月改定

早朝：午前 6 時～午前 8 時　夜間：午後 6 時～午後 10 時　深夜：午後 10 時～翌朝午前 6 時

【医療保険】

内　　容	料　金	備　　考
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （１日につき）	5,550 円	週３日まで
	6,550 円	週４日以上（厚生労働大臣が定める疾病等の場合）
訪問看護管理療養費	7,670 円	毎月の初回利用の際
	3,000 円	毎月の２回目以降の利用の際
２４時間対応体制加算（イ）	6,800 円	ひと月につき
特別管理加算Ⅰ	5,000 円	ひと月につき
特別管理加算Ⅱ	2,500 円	ひと月につき
訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円	ひと月につき
退院時共同指導加算	8,000 円	退院前カンファレンスを行った場合
特別管理指導加算	2,000 円	特別管理加算対象者に退院時共同指導を行った場合
退院支援指導加算	6,000 円	退院日当日の訪問（90 分未満）
	8,400 円	退院日当日の訪問（90 分以上）
緊急時訪問看護加算	2,650 円	月 14 日目まで
	2,000 円	月 15 日目以降
複数名訪問看護加算（ｲ）	4,500 円	１日につき（週１回を限度）
複数名訪問看護加算（ﾛ）	3,800 円	１日につき（週１回を限度）
複数名訪問看護加算（ﾊ）	3,000 円	１日につき（週１回を限度）
難病等複数回訪問加算	4,500 円	１日の訪問が２回の場合
	8,000 円	１日の訪問が３回以上の場合
長時間訪問看護加算	5,200 円	90 分以上（週１回を限度）
乳幼児加算	1,300 円	１日につき
	1,800 円	１日につき（厚生省が定める疾病等の場合）
訪問看護ターミナル療養費Ⅰ	25,000 円	ひと月につき
情報提供療養費Ⅰ	1,500 円	ひと月につき（市町村・都道府県、相談事業所宛）
情報提供療養費Ⅱ	1,500 円	ひと月につき（学校等宛）
情報提供療養費Ⅲ	1,500 円	ひと月につき（医療機関宛）
看護・介護職員連携加算	2,500 円	ひと月につき
早朝・夜間加算	2,100 円	午前６時～午前８時　午後６時～午後 10 時
深夜加算	4,200 円	午後 10 時～翌日午前６時

○保険適応外の料金

医療保険適応外のサービスおよび料金		
保険適応外での訪問	8,000 円	１回につき
地域外への訪問	100 円	１㎞につき
エンゼルケア	10,000 円	

令和６年６月改定

6　緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	（続柄：　　）
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	（続柄：　　）
	連絡先	
主治医・ご家族などへの連絡基準		

【 事業内容 】　訪問看護

【事業者】

住　　所：　亘理郡亘理町吉田字原２４７番地１９
社　　名：　株式会社　介人
代 表 者：　代表取締役社長　高橋　朝弥　　㊞

【事業所】
住　　所：　亘理郡亘理町吉田字原２４７番地１９
事業所名：　すこやか訪問看護ステーション（　指定番号　０４６２４９９００４６　）
管 理 者：　　錦戸　優香　　㊞

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞より重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和　　年　　月　　日

【ご利用者】　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

代筆者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

【代 理 人】　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞（続柄　　）

個人情報の利用目的についての同意書

すこやか訪問看護ステーションが契約者（本人、家族及び代理人）より収集した個人情報（氏名、住所、電話番号、家族構成、疾患名など）を、本人のサービス内容の確認・調整のために使用することに同意いたします。

また、本人の身元を確認するためや緊急時、医療機関、警察等から情報提供を求められた際には、本人、家族の同意がない場合でも個人情報の提供を行うことに同意いたします。

※お預かりした個人情報は、サービス内容の確認・調整の際には、メール、ファックス等の方法を用いる場合があります。

緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算についての同意書

緊急時訪問看護加算及び予防緊急時訪問看護加算、並びに24時間対応体制加算について説明を受け、このサービスを利用する事に同意します。

加　算　　（　あり　・　なし　）

令和　　年　　月　　日

本人署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（上記代筆者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

御家族署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞